

## 目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、見沼田んぼをステージに「日本一の桜並木づくり」の実現を目指し、桜に囲まれた魅力ある都市空間づくりを推進し、地域の活性化につなげていくことを目的とする。

(会務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 見沼田んぼ桜並木づくりに関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) プロジェクトの趣旨に賛同し会長が委嘱する者
- (2) 行政機関その他の関係機関で会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、さいたま市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会務に関することを審議する。
- 3 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 本会は、本会の業務を分担して事業を推進するため、必要な部会を設けることができる。

2 部会は、会長又は委員が必要と認めた者をもって構成し、本会から委任された事項を審議する。

3 部会には、会長が選任した部会長を置く。

4 会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、みどり推進課見沼田圃政策推進室内に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年11月8日から施行する。

目指せ日本一！サクラサク見沼田んぼプロジェクト実行委員会名簿

No.	役職	選出団体・役職名
1	会長	さいたま市 市長
2	副会長	さいたま市 技監
3	委員	さいたま市 経済局長
4	委員	さいたま市 都市局長
5	委員	さいたま市 建設局長
6	委員	さいたま市 北区長
7	委員	さいたま市 大宮区長
8	委員	さいたま市 見沼区長
9	委員	さいたま市 浦和区長
10	委員	さいたま市 緑区長
11	委員	公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 理事長
12	委員	公益社団法人さいたま観光国際協会 会長
13	委員	埼玉県 企画財政部 土地水政策課 課長
14	委員	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所 見沼管理所長
15	委員	見沼代用水土地改良区 理事長
16	委員	さいたま農業協同組合 代表理事副組合長
17	委員	美園地区観光農業推進ネットワーク 会長
18	委員	見沼田圃地権者の会 会長
19	委員	国際ロータリークラブ 第2770地区 第1グループ ガバナー補佐
20	委員	国際ロータリークラブ 第2770地区 第3グループ ガバナー補佐
21	委員	公益社団法人 埼玉中央青年会議所
22	委員	さいたま市造園業協会 会長

23	委員	さいたま商工会議所 会頭
24	委員	ライオンズクラブ 国際協会 330-C 地区 環境保全・地域社会文化委員会
25	委員	明日のさいたまを創る会 事務局長
26	委員	ガッツみぬま実行委員会 会長
27	委員	さいたま市自治会連合会 副会長
28	委員	さいたま市子ども会育成連絡協議会
29	委員	さいたま市 P T A 協議会 会長
30	委員	見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク 会長
31	委員	A G S 株式会社 総務部長
32	委員	浦和レッドダイヤモンド株式会社 代表取締役社長
33	委員	大宮アルディージャ 代表取締役社長
34	委員	国際興業株式会社 さいたま東営業所 所長
35	委員	埼玉トヨペット株式会社 環境部社会貢献課
36	委員	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
37	委員	首都高速道路株式会社 西東京管理局 局長
38	委員	株式会社タムロン 総務部長
39	委員	東京電力株式会社 さいたま支社 渉外・広報グループ 課長
40	委員	東武バスウエスト株式会社 岩槻営業所 所長
41	委員	東武鉄道株式会社 経営企画部長
42	委員	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 総務部企画室 室長
43	委員	株式会社武蔵野銀行 取締役頭取